

建築廃材はごみ集積所に出してはいけません

業者が施工した工事の建築廃材について

業者が施工した工事の建築廃材は、産業廃棄物として施工業者が処理することとなりますので、市で処理することはできません。

日曜大工、D I Yに伴う建築廃材の廃棄方法

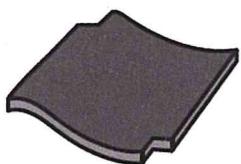
市民の皆様や作業員の健康を守るため、石綿（アスベスト）の飛散を防ぐための措置ですので、御理解と御協力をお願いいたします。

① 建築廃材はごみ集積所に出すことはできません。

- ・出せないもの：屋根材、外壁材、内壁材、天井材、床材、断熱材

✗ 瓦（日本瓦を含む）

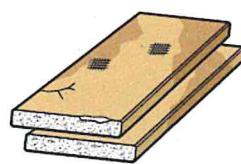
〔出せない
ものの例〕



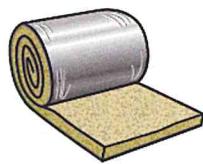
✗ スレート



✗ ボード類



✗ ガラスウール



- ・ただし、木材、金属、石、ガラスのみで構成されたものは、ごみ集積所に出すことができます。
- ・ごみ集積所への排出には、大きさや太さなどの制限がありますので、「ごみ・資源収集カレンダー」をご確認ください。

② 建築廃材は、市処理施設に直接持ち込んでください。

- ・持込場所は、可燃性の建築廃材は清掃工場、不燃性の建築廃材は不燃物中間処理センターになります。他の施設には持ち込めません。
- ・持込の際に手数料が必要です。
- ・市処理施設への持込には、大きさや太さなどの制限がありますので、「ごみ・資源収集カレンダー」をご確認ください。

③ 持ち込まれる際は、必ず飛散防止対策を行ってください。

- ・石綿が飛散するのを防ぐため、透明又は半透明のビニール袋等で二重に包み、袋の口をテープ等でしっかりと封をしてから、お持ち込みください。
- ・石綿が含まれていないことが確認できる場合は、飛散防止対策の必要はありません。詳しくはお問い合わせください。

建築廃材の廃棄方法について（山口市） <https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/gomisigen/128473.html>